

令和2年4月20日

医療機関の長 殿

茨城県医師会会長 諸岡 信裕

「新型コロナウイルス関連感染症:第32報」

第8回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会について

4月17日(金)に日本医師会TV会議で開催されました標記会議の要点をお知らせします。

1)医師会が主導する帰国者・接触者外来が始まります。

既存の帰国者・接触者相談センターおよび帰国者・接触者外来の業務がオーバーシュートしていることから都道府県医師会・郡市区医師会に相談や検査の外来の設置の要望があり、全国各地の医師会で外来診療を行う施設の設置が進んでいます。厚労省は、この外来を「地域外来・検査センター」と呼称することにしています。これまで、医療機関で検査が必要と認めても保健所を通さなくてはなりませんでした。この医師会に委託されたセンターでは、医療機関から紹介された患者が対象になります。他県の例ですが、ひとりの患者に問診と検査で10分程度、今のところ一日20人程度という報告がありました。県によってはドライブスルー方式を採用しているところもありますが、韓国で行なわれているような大規模な住民対象の検査体制ではなく、あくまでも医療機関からの紹介者を対象としており、住民が希望して直接受診して検査する仕組みではありません。なお、茨城県でも県から医師会に地域外来・検査センターの運営の要望がきており、一部の郡市医師会で準備が始まっています。

2)自宅療養を行う患者のフォローアップ業務が医師会に要請されました。

感染の蔓延に備えて自宅療養の体制作りが進んでいます。自宅療養に対して医師会の支援が要請されました。自宅療養中の患者の ①健康観察と相談 ②体調変化時の対応 ③自宅療養の終了の判断などが業務となりますが、電話や電子媒体などの情報通信機器の使用を原則としており患者との対面診療は想定していません。詳細は、厚労省のホームページを参照にしてください。4月2日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者在自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の管理対策について」というタイトルです。

3)抗体検査の開発が進んでいます。

前回、中国製の抗体検査を紹介しましたが、国内の大学や研究所で抗体検査の開発が進んでいます。最も進んでいる横浜市大の例ではELISA法とイムノクロマト法による検査で特別な装置を必要とせず簡便に抗体が検出できる方法です。報告によりますと発症後7～11日前後の患者15名の検査で100%IgG抗体が検出されたそうです。なかには発症後3日や5日の患者も含まれています。

4)電話診療は茨城県に調査票を提出する必要があります。施設基準の届出は不要です。

先週、電話診療が初診から認められたこととお知らせし、手あげ方式とお伝えしましたが、病院は茨城県厚生総務課、診療所は保健所に調査票を提出する必要があります。厚生局への施設基準の届出は不要です。初診料214点です。電話診療ではなくオンライン診療は施設基準の届出が必要です。調査票につきましては茨城県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/mitoho/chiiki/mitohc/06iryokikan/iryokikan-tsuuchi.html>

5)院内トリージ実施料について

新型コロナウイルスへの感染を疑う患者に対して必要な感染予防策を講じた上で外来診療を行った場合、一般医療機関でも院内トリージ料300点が算定できることになりました。